# 中田谷社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 豊能労務協会

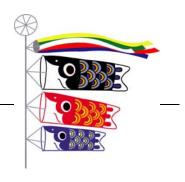
労働保険事務組合 十三労務協会



phone: 06-6394-1762 , 06-6392-6103

f a x : 06-6394-1774

https://www.n-office.com Email:info@n-office.com



2021年5月1日

# 事務所ニュース ៴៰៲.270

# ◎年次有給休暇は法律で定められた労働者に与えられた権利です。

<年次有給休暇の時季指定義務>

●労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

#### (※) 年次有給休暇 (労働基準法第39条)

雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を 含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。

・継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

- ・パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数 の有給休暇が比例付与されます。
- ●年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への 配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっ ています。
- ●このため、労働基準法が改正され、2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日 以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、 使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

#### ☆時期指定義務のポイント☆

- ●対象者は、年次有給休暇が 10 日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ●労働者ごとに、年次有給休暇を 付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が 取得時季を指定して与える必要があります。
- ●年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
  - (※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。
  - (例)・労働者が自ら5日取得した場合

⇒使用者の時季指定は不要

・労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 ⇒

"

・労働者が自ら3日取得した場合

⇒使用者は2日を時季指定

・計画的付与で2日取得した場合

**⇒** " 3 ∃

#### ! ご注意ください!

- ●使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ●使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

## <年次有給休暇の計画的付与、時間単位年休>

(1) 年次有給休暇の計画的付与

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を超える部分については、労使協定を結べば、計画的 に休暇取得日を割り振ることができます。

(2) 時間単位年休

年次有給休暇は、1日単位で与えることが原則ですが、労使協定を結べば、1時間単位で与えることができます(上限は1年で5日分まで)。ただし、時間単位の年次有給休暇は取得義務の5日から控除することはできません。

### <年次有給休暇に関するQ&A>

- Q1. 年次有給休暇の時効は何年ですか。
- A1. 年次有給休暇は、発生の日から2年間で時効により消滅します(労働基準法第115条)。
- Q2. 年次有給休暇に対して支払うべき賃金は決まっていますか。
- A2. 年次有給休暇に対しては、原則として、①労働基準法で定める平均賃金、②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金、③健康保険法に定める標準報酬月額の30分の1に相当する金額のいずれかを支払う必要があり、いずれを選択するかについては、就業規則などに明確に規定しておく必要があります。なお、③による場合は、労使協定を締結する必要があります。
- Q3. 年5日の取得ができなかった労働者が1名でもいたら、罰則が科されるのでしょうか。
- A3. 法違反として取り扱うこととなりますが、労働基準監督署の監督指導において、法違反が認められた場合は、原則としてその是正に向けて丁寧に指導され、改善を図って頂くことになります。
- Q4. 使用者が年次有給休暇の時季指定をするだけでは足りず、実際に取得させることまで必要なのでしょうか。
- A4. 使用者が5日分の年次有給休暇の時季指定をしただけでは足りず、実際に基準日から1年以内に年次有給休暇を5日取得していなければ、法違反として取り扱うことになります。
- Q5. 法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇 として時季指定することはできますか。
- A5.このような手法は、実質的に年次有給休暇の取得の促進につながっておらず、望ましくない ものです。

## ○当事務所からのお知らせ

・事務組合の事業主様には、4月に「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を含む、令和3年度労働保険料年度更新の案内をお送りしております。<u>提出期限が過ぎております</u>ので、未提出の事業主様は至急ご提出お願い致します。

#### 後記

最近、暖かい日が多くなり嬉しいです。

天気が良くて暖かければ気分が良いですし、幸せな気持ちになります。

幸せはこれくらいシンプルに感じても良いのではないかと、最近よく思います。

